

FIP 交付金・
積立金 (廃棄等費用/交付金相当額)
業務マニュアル

2026 年 10 月 13 日 第 2.12 版 発行
電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	——	2022 年 6 月 17 日
2.0 版	第 4 章	・廃棄等費用積立金管理機能追加(2022 年 10 月)に合わせてシステム画面を貼替 ・「4.1.1 積立金確認」へ「積立金の残高の確認」の説明を追加 ・「4.3.2 工事完了登録」の「表 4-6 廃棄等費用積立金取戻詳細画面(工事完了登録)」の入力項目を修正	2022 年 10 月 7 日
	第 5 章	・「5.7.1 積立金残高確認書の発行依頼」の手順を修正	
2.1 版	第 1 章	・「1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会」を追記	2023 年 2 月 27 日
	第 1 章 第 4 章	・「表 1-5 認定事業者情報申請画面」、「表 1-8 添付ファイル追加画面」「表 1-9 認定事業者情報詳細画面」、「表 4-2 積立金取戻申請時の添付書類」に地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者、申請者が各種申請を行う場合の手続きを追記 ・「表 1-5 認定事業者情報申請画面」、「表 1-9 認定事業者情報詳細画面」に受電地点特定番号が分かる資料を添付する際の注意事項を追記	
2.2 版	第 1 章	・「表 1-13」に燃料区分 E が設定された設備に関するバイオマス比率登録の注意事項を追記	2023 年 6 月 30 日
2.3 版	第 2 章	・FIP 交付金・廃棄等費用積立金の精算結果確認機能追加に合わせてシステム画面を貼替し、項目説明を追記	2023 年 10 月 16 日
	第 5 章	・「表 4-2 支払通知書の記載項目」に文書管理番号を追記	
2.4 版	第 1 章	・「1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会」を追記	2024 年 2 月 19 日
2.5 版	名称	・マニュアル名称を「FIP・廃棄等費用積立業務マニュアル」から「FIP・積立金業務マニュアル」に変更	2024 年 4 月 22 日
	第 2 章	・留保交付金積立金管理機能追加に合わせてシステム画面を貼替	

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
2.5 版	第 3 章	・ 留保交付金積立の章を追加。	2024 年 4 月 22 日
2.6 版	第 2 章	・ 発電側課金相当額の交付に関する機能追加に伴いシステム画面を貼替 ・ 「表 2-2」に発電側課金相当額の項目を追加	2024 年 6 月 17 日
	第 3 章	・ 徴収通知書発行機能の追加に伴い「3.3 徴収通知書の受領」を追加	
	第 5 章	・ 留保交付金積立金残高確認書発行機能の追加に伴い「5.7 留保交付金積立金残高確認書の発行」を追加	
2.7 版	第 1 章	・ 認定事業者情報申請画面、認定事業者情報詳細画面の機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替し、「表 1-5」「表 1-6」「表 1-8」「表 1-9」に項目説明を追記	2024 年 10 月 28 日
	第 3 章	・ 留保交付金積立金の管理に関わる機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替、「表 3-2」「表 3-3」に項目説明を追記	
	第 4 章	・ 廃棄等費用積立金の取戻に関する機能拡張（口座名義確認、添付資料欄追加）に伴いシステム画面を貼替、「表 4-2」「表 4-3」「表 4-8」に項目説明を追記	
2.8 版	第 1 章	・ ポータルトップ（ログイン前）画面に「交付金に関わる公開情報」を追加 ・ 認定事業者情報申請、認定事業者情報一覧の機能拡張に伴いシステム画面を貼替し、項目説明を追加	2025 年 2 月 17 日
	第 2 章	・ 「留保交付金積立金」を「交付金相当額積立金」に置換	
	第 3 章	・ 「留保交付金積立金」を「交付金相当額積立金」に置換	
	第 5 章	・ 「卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力」の節を追加 ・ 「インバランスリスク単価ファイルの出力」の節を追加	
2.9 版	序章	・ 動作環境の OS を「Windows 10、Windows 11」に変更	2025 年 8 月 25 日
	第 1 章 第 2 章 第 5 章	・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	

	変更点		日 付
	変更箇所	変更内容	
	第 3 章	・ 交付金相当額積立金残高管理画面、交付金相当額積立金取戻申請画面、交付金相当額積立金取戻一覧画面の機能拡張に伴い説明追加 ・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	
	第 4 章	・ 廃棄等費用積立金取戻一覧画面の機能拡張に伴い、システム画面を追加 ・ システム全体のヘッダー色変更に伴い、システム画面を貼替	
2.10 版	第 2 章	・ CSV ファイル出力の機能追加に伴い、システム画面を追加/貼替し、項目説明、メッセージを追記	2026 年 1 月 13 日
2.11 版	第 1 章	・ 「1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）」における説明の追記	2026 年 6 月 26 日
	第 4 章	・ 図 4-10 積立金取戻情報の項目追加に伴いシステム画面を貼替	
	付録.3	・ 帳票サンプル一覧を追加	
2.12 版	第 2 章	・ 図 2-6 算定式の説明追加に伴いシステム画面を貼替	2026 年 10 月 13 日

誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目 次

序章 はじめに	7
本業務マニュアルの構成	8
商標	8
著作権	8
動作環境	8
第1章 事前準備	10
1.1.....事業者情報（FIP）の登録・変更・照会	11
1.2.....事業者情報（FIT）の登録・変更・照会	33
1.3.....事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）	37
1.4.....バイオマス比率の登録・更新・照会	49
1.5.....系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会	54
1.6.....供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）	60
1.7.....ユーザ ID 再通知	62
1.8.....パスワード変更・再発行	64
第2章 FIP 交付金管理	67
2.1.....FIP 交付金算定結果確認	68
第3章 交付金相当額積立金	78
3.1.....積立金額確認	79
3.2.....積立金取戻申請	82
3.3.....徴収通知書の確認	87
3.4.....帰属通知書の確認	89
第4章 廃棄等費用積立金	91
4.1.....積立金額確認	92
4.2.....積立金取戻申請	95
4.3.....工事完了登録	102
4.4.....取戻積立金差額積立に係る連絡の受領	108
4.5.....積立金追加取戻申請	109
4.6.....自治体等からの積立金取戻申請	113
第5章 支払通知等	117
5.1.....支払通知の確認（FIP 交付金・積立金）	118
5.2.....支払通知の確認（積立金取戻・外部→内部積立区分切替時）	122
5.3.....請求の確認（積立金不足額）	125
5.4.....請求の確認（その他）	130
5.5.....入金の確認	132
5.6.....請求金額の振込	133

5.7.....交付金相当額積立金残高確認書の発行	135
5.8.....廃棄等費用積立金残高確認書の発行	137
5.9.....卸電力取引市場の参照価格ファイルの出力	139
5.10...インバランスリスク単価ファイルの出力	142
付録.1 図表一覧	145
付録.2 業務手順全体図	150
付録.3 帳票サンプル一覧	173

序章 はじめに

FIP・廃棄等費用積立 業務マニュアル（以下、本業務マニュアル）は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）の第 2 条の 2 に基づき供給促進交付金（以下、FIP 交付金）の交付を受ける認定事業者、同法第 15 条の 6 に基づき交付金相当額積立金を電力広域的運営推進機関（以下、本機関）に積み立てる認定事業者、同法第 15 条の 12 に基づき解体等積立金を本機関に積み立てる認定事業者、及び解体等積立金の取戻し申請を行う認定事業者又は自治体等を対象として作成された文書です。

本業務マニュアルには、認定事業者が事前準備として行う業務（第 1 章に記載）、FIP 交付金の算定結果の閲覧（第 2 章に記載）、交付金相当額積立金に関連する業務（第 3 章に記載）、廃棄等費用積立に関連する業務（第 4 章に記載）、FIP 交付金の支払通知等に関連する業務（第 5 章に記載）を実施するにあたり、認定事業者又は自治体等が行う業務の手順や再エネ業務統合システム¹の操作方法²が記載されています。

なお、廃棄等費用積立制度等については、資源エネルギー庁の公表している「廃棄等費用積立ガイドライン」を併せてご参照下さい。また、本業務マニュアルに記載していない再エネ業務統合システムの機能については「システム利用マニュアル」をご参照ください。

¹ 再エネ業務統合システムは、認定事業者の情報を適切に把握し、本機関が円滑に徴収等業務及び積立金管理業務を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している再エネ業務システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じてシステム利用マニュアルを参照してください。

本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成（序章除く）は以下の通りです（図 0-1 参照）。

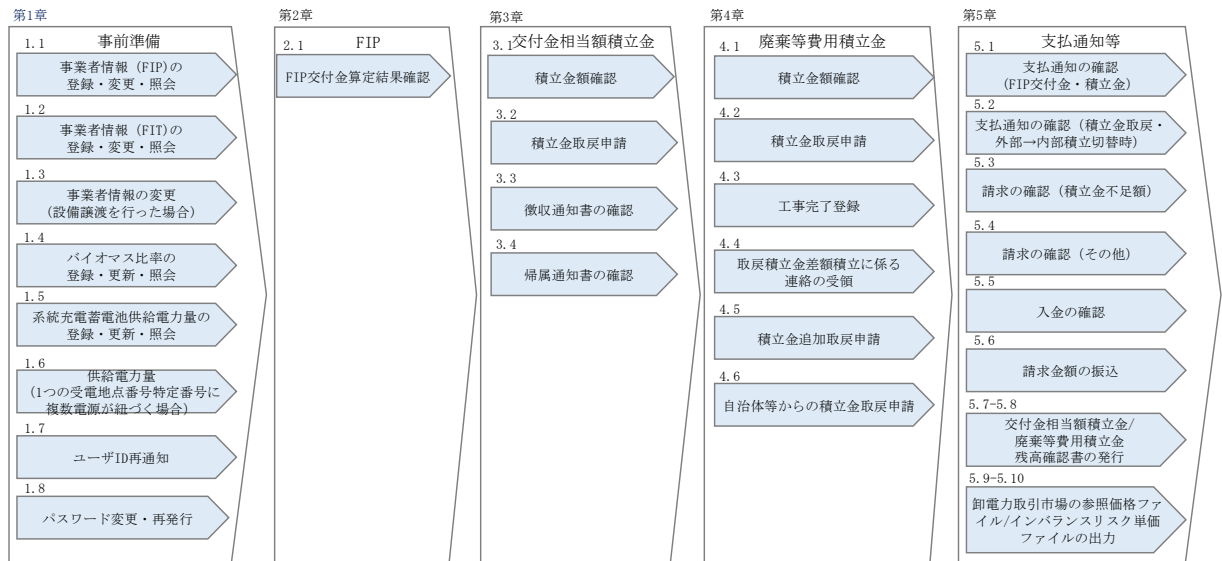


図 0-1 本業務マニュアルの構成（序章除く）

商標

Windows、Microsoft Edge、および前記関連製品は Microsoft 社の商品名称であり、前記略称あるいは正式名称は Microsoft 社の商標または登録商標です。
Google Chrome および、前記関連製品は Google 社の商標または登録商標です。

著作権

Copyright Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, Japan. All Rights Reserved

動作環境

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome
ディスプレイ	1366px×768px 以上

「システム利用マニュアル」より抜粋

注：上記動作環境以外の場合、一部機能が利用できない可能性がありますのでご注意ください。また、ブラウザの「戻る」、「再読み込み」機能は予期せぬ動作をする可能性があるため使用しないでください。前画面に戻るには各画面に設置され

ている戻るボタンをクリックしてください。

第1章 事前準備

本章では、事前準備に関する以下の内容について説明します（図 1-1 参照）。

- 1.1 事業者情報（FIP）の登録・変更・照会
- 1.2 事業者情報（FIT）の登録・変更・照会
- 1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）
- 1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会
- 1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会
- 1.6 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）
- 1.7 ユーザ ID 再通知
- 1.8 パスワード変更・再発行

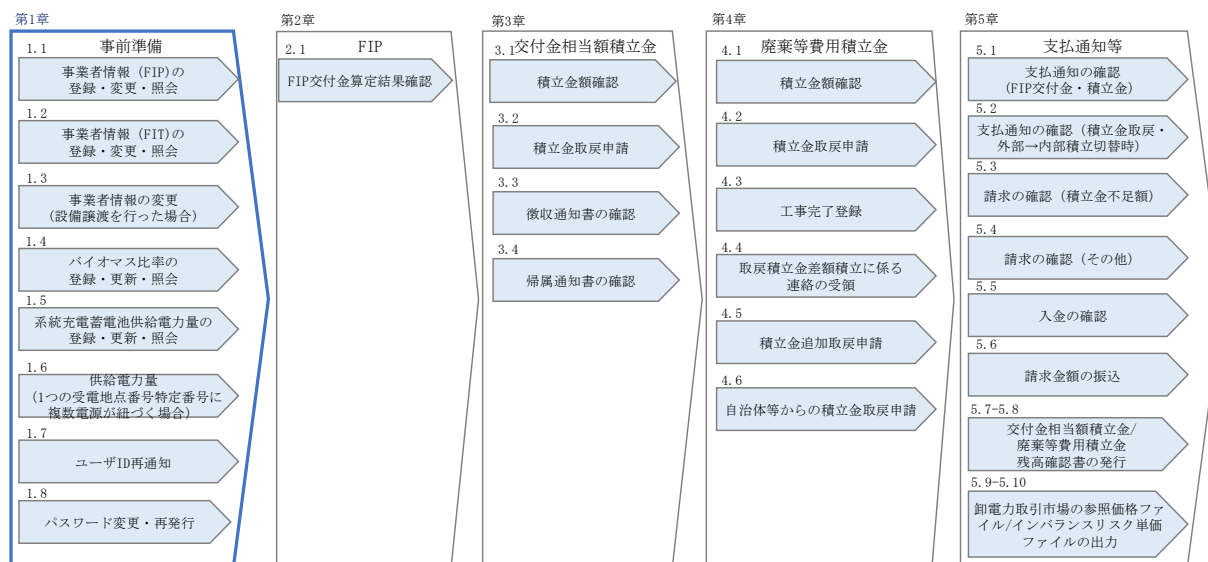


図 1-1 第1章の構成

1.1 事業者情報（FIP）の登録・変更・照会

本節では、事業者情報（FIP）の登録・変更・照会手続きについて説明します（図 1-2、図 1-12、図 1-17 参照）。

事業者情報（FIP）の登録

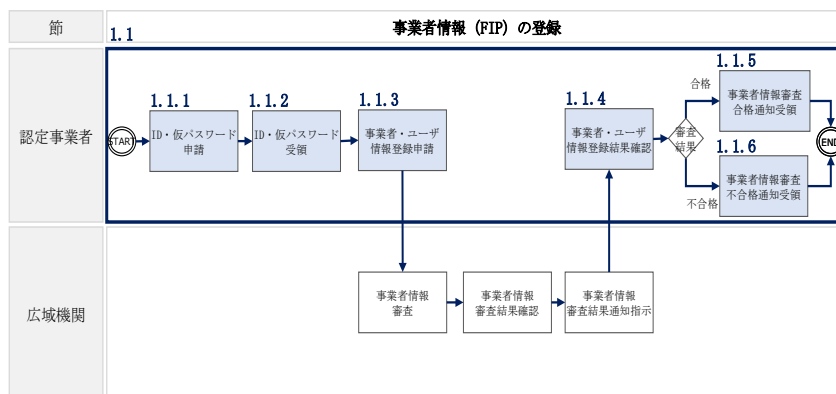


図 1-2 事業者情報（FIP）の登録の詳細構成

1.1.1 ID・仮パスワード申請

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「新規利用登録画面」にて行います。

初めに再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「新規事業者登録はこちら」ボタンから「新規利用登録画面」へ進みます。「新規利用登録画面」でユーザ情報の登録項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックします。

登録が完了すると、入力されたメールアドレスへユーザ ID と仮パスワードを通知した旨のメッセージが表示されます。なお、登録するメールアドレスを誤っている場合、ユーザ登録案内メールが届かないため、入力時に注意してください。

注：メールアドレス登録時の注意事項

ドメイン指定受信等を行っている場合、「occto.or.jp」を受信可能にしてください。

また、ご使用のメールソフト、もしくはご利用のプロバイダやメールサービスの設定により、メールが届かない場合や、スパムメールと誤認されることがあります。「迷惑メール」フォルダなどをご確認いただくか、プロバイダやメールサービス会社へお問い合わせください。



図 1-3 「ポータルトップ (ログイン前) 画面」の画面イメージ



図 1-4 「新規利用登録画面」の画面イメージ

表 1-1 「新規利用登録画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ名	管理者様の情報を入力してください。
②	ユーザ名カナ	なお、再エネ業務統合システムが利用可能なユーザを事業者情報登録時に一括で追加登録できます。詳細は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』を参照してください。
③	メールアドレス	普段受信可能なメールアドレスをご登録ください。

 項目の右側にある赤いアスタリスク（*）は必須項目であることを示す記号です。

1.1.2 ID・仮パスワード受領

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。

初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。また、仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知メール受信から1時間となりますので注意してください。

ログイン情報入力を5回連続で誤った場合には、アカウントがロックされます。その際には「1.8 パスワード変更・再発行」より、再度パスワード設定を行ってください。

1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請

再エネ業務統合システムの「ポータルトップ（ログイン前）画面」にてログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）を入力した後、「ログイン」ボタンから「パスワード変更画面」へ進みます。

初回ログインの場合

「パスワード変更画面」にて新しいパスワードの入力を行った後、「変更」ボタンから「ポータルトップ（ログイン後）画面」へ進みます。

2回目以降ログインの場合

「ワンタイムパスワード認証画面」にてログイン認証されたメールアドレスへ送付されたワンタイムパスワードを入力します（表 1-4 参照）。

ワンタイムパスワード入力した後、「ログイン」ボタンから「ポータルトップ（ログイン後）画面」へ進み、「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「マスター情報管理」タブから「認定事業者情報申請」を選択して、「認定事業者情報申請画面」へ進みます。

「認定事業者情報申請画面」で登録項目の入力及び提出書類のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。（表 1-5 参照）。

その後「認定事業者情報申請確認画面」にて、内容に変更がない場合には「OK」ボタンをクリックします。変更のある場合には「キャンセル」ボタンをクリックし、「認定事業者情報申請画面」にて修正を行ってください。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

注：FIP 認定事業者の場合、供給促進交付金を受領するには経済産業局から認定を受けた事業計画に対して、「再生可能エネルギー電子申請」(<https://www.fit-portal.go.jp/>)から運転開始日を登録いただく必要があります。運転開始日が未登録の設備に対しては交付金が算定されませんのでご注意ください。

注：大量の認定設備を所有する認定事業者への特例対応について

大量(51 件以上)の認定設備を所有し、再エネ業務統合システムから設備情報の登録を申請することが困難な場合、認定事業者は指定の設備登録申請フォーマット（本機関のウェブサイトよりダウンロード可）に必要項目を記入し、以下の宛先にメールを送付することにより、設備情報の登録申請をすることが可能です。

なお、設備登録申請フォーマットを用いて登録申請する場合であっても、1 件目の設備は再エネ業務統合システムからの登録申請が必須となります。1 件目の設備を登録申請する際には、1 件目の設備の接続契約書のみならず、2 件目以降の設備の接続契約書もあわせて再エネ業務統合システムから提出してください。

再エネ業務統合システムから 1 件目の設備の登録申請後に、メールで設備登録申請フォーマットを以下の宛先に送付してください（ファイル名は「申請年月日_設備登録申請フォーマット_事業者名」としてください）。システムからの登録申請及びメールでの設備登録申請フォーマットの送付後に、審査結果が通知されます。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html
宛先 : 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp



再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

■ ログイン

ユーザID

①

パスワード

②

ログイン

[ユーザID/パスワードを忘れた場合](#)

[新規事業者登録はこちら](#)

■ 交付金に関する公開情報

① 卸電力取引市場の参照価格

[ファイルダウンロードはこちら](#)

② インバランスリスク単価

[ファイルダウンロードはこちら](#)

■ 再エネ業務統合システムの機能

本システムでは、「FIP 交付金の確認」「廃棄等費用積立金／交付金相当額積立金の確認および取戻申請」を行うことができます。

● FIP認定事業者のシステム登録手続きイメージはこちら [\(リンク\)](#)

● FIP認定事業者のシステム登録手続きイメージはこちら [\(リンク\)](#)

● 事業者向けマニュアルはこちら [\(リンク\)](#)

■ 動作環境

O S : Windows 10、Windows 11

ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome

■ 利用可能時間

9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 (土日祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

■ お問い合わせ先

FIP交付金 : saiene_fip@occto.or.jp

積立金 : saiene_deposit@occto.or.jp

[広域機関ウェブサイトに戻る](#)

図 1-5 「ポータルトップ（ログイン前）画面」の画面イメージ

表 1-2 「ポータルトップ（ログイン前）画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ ID	仮パスワードの有効期限は 1 時間となりますので注意してください。
②	パスワード	

再エネ業務統合システム 電力広域的運営推進機関

新規利用登録

■ ユーザ情報

①

ユーザ名 *

例) 再エネ太郎

②

ユーザ名カナ *

例) サイエネタロウ

③

メールアドレス *

例) saiene@example.com

■ ご登録までの流れ

Step1

当画面(新規利用登録)にてユーザ名、ユーザ名カナ、メールアドレスを登録する。
※～@outlook.jp および～@hotmail.com のメールアドレスはシステムからの通知メールが届かない可能性があるため、可能な限り使用をお控えください。
やむを得ず使用する場合は、以下をご確認ください。
1.新規利用登録の際の返信メールが1時間経っても届かない場合、再登録を行ってください。
2.ログイン時のワンタイムパスワードが届かない場合、届くまでワンタイムパスワードの再発行を行ってください。
3.システムからの審査結果や交付金支払に関する通知なども届かない可能性があるため、定期的にシステムにログインしてご確認ください。

Step2

受信したメールに記載のID/仮パスワードでログインし、仮パスワードから本パスワードに変更する。
※仮パスワードの期限は1時間ですのでご注意ください。

Step3

事業者情報を登録・申請する。
(複数ユーザを登録する場合は当Stepにて入力してください)

Step4

【FIT設備のみの設備情報を申請される場合】
再エネ業務統合システムで自動審査を行います。審査結果はそ場でご確認ください。
【FIP設備を含む設備情報を申請される場合】
広域機関にて申請内容を審査し、結果を登録済のメールアドレスに通知します。
○：審査合格の場合は、以降システムをご利用いただけます。
×：審査不合格の場合は、不合格理由を確認の上登録内容を修正し再申請をお願いします。

送信

図 1-6 「パスワード変更画面」の画面イメージ

表 1-3 「パスワード変更画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	現在のパスワード	—
②	新しいパスワード	パスワードは次の要件を満たす必要があります。 ・半角 12 文字以上かつ英字（大文字・小文字）、数字、以下の特殊文字をそれぞれ 1 文字以上 ~~~~~ ` ~ ! # \$ % & ' () * + - / < = > ? @ ; [] ^ _ { } : , . - ~~~~~ (例 : 0ccto!123456)
③	新しいパスワード（確認）	

16



図 1-7 「ワンタイムパスワード認証画面」の画面イメージ

表 1-4 「ワンタイムパスワード認証画面」入力項目

No.	項 目	留意点
①	ワンタイムパスワード	ワンタイムパスワードの有効期限は 10 分間となりますので注意してください。

認定事業者情報申請

申請登録

事業者情報

① 事業者名 *
例) 株式会社サイエネ

② 事業者名カナ *
例) カブシキガイシャサイエネ

③ 電話番号 *
例) 0312345678

④ 郵便番号 *
〒 例) 135 - 例) 0061

⑤ 住所① *
例) 東京都江東区豊洲6-2-15

⑥ 住所②
例) ○ビル201号

⑦ 個人 / 法人 *
☐ 個人 ☒ 法人

⑧ 法人番号
例) 1234567890123

口座情報

⑨ 金融機関名
【オンコフ】部分は不要
例) ミズ

⑩ 金融機関コード
例) 0001

⑪ 支店名
【シブツ】「エイゴウェブ」部分は不要
例) 本デフ

⑫ 支店番号
例) 100

⑬ 預金種目
☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑭ 口座番号
例) 1234567

⑮ 口座名義
例) サイエネ タロウ

☐ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】
振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。
振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。〈詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください〉

【口座名義についての注意事項】
(1) 口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。
但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。(半角30文字以内)
(例:「(Y123)」→「Y123」、「abc」→「ABC」)
(2) 口座名義が相違している場合、お振込みできません。
※使用可能文字 (全角フォーマット)
カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「(」-「)」、「/」、「.」、「@」)のみ。

設備情報

Ⓐ 設備情報が追加されていません

追加

※FIP設備を所有する事業者については、添付書類も併せて登録してください。
FIT設備のみを所有する事業者については、添付書類は登録不要です。

ユーザ情報

Ⓑ

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
ZUWTGHZD000	管理者	カンリシヤ	kanri@aaa.com	管理者

追加

印鑑証明書

Ⓒ

添付ファイルが追加されていません

追加

受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 (例: 検針票、発調契約申込書)

添付ファイルが追加されていません

追加

譲渡確認書類

添付ファイルが追加されていません

追加

ごみ処理施設許可証

添付ファイルが追加されていません

追加

申請

図 1-8 「認定事業者情報申請画面」の画面イメージ

18

表 1-5 「認定事業者情報申請画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	事業者名	事業者名は印鑑証明書又は公印規程と同様の商号・名称を記載してください（印鑑証明書は、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のものを添付ください）。
②	事業者名カナ	事業者名カナは印鑑証明書又は公印規程と同様のカナ名称を記載してください。
③	電話番号	—
④	郵便番号	—
⑤	住所①	—
⑥	住所②	—
⑦	個人／法人	「個人」「法人」から選択してください。
⑧	法人番号	認定事業者の法人番号を入力してください。
⑨	金融機関名	・ 交付金額を受領する銀行口座の情報を入力してください（預金種目のみ選択式）。 ・ 金融機関名、支店名は全角 15 文字まで記載可能です（例：三菱UFJ銀行）。 ・ ゆうちょ銀行を登録される場合、振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。振込用の「店名・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のウェブサイトでご確認ください）
⑩	金融機関コード	
⑪	支店名	
⑫	支店番号	
⑬	預金種目	
⑭	口座番号	
⑮	口座名義	交付金額を受領する銀行口座名義を正しく入力してください。特に、法人・営業所・事業所の種類名に略語を使用する場合は、略称の書き方が正しいかを確認してください。 入力は半角文字をご使用ください。 捨てカナ（ヤユアイウエオツ）は大文字（ヤユアイウエツ）にしてください。 長音「ー」は使用不可です。ハイフン「-」をご使用ください。 （例） ・ 株式会社広域機関 ⇒ カ)コウキカン ・ 広域機関株式会社 東京支店 ⇒ コウキカン(カ)トウキョウシテン ・ 広域機関株式会社 ⇒ コウキカン(カ)

No.	項目	留意点																											
		主な口座名義の法人略称 <table><tr><th rowspan="2">法人種類</th><th colspan="3">口座名義の法人略称</th></tr><tr><th>先頭に使用</th><th>途中に使用</th><th>末尾に使用</th></tr><tr><td>株式会社</td><td>カ)</td><td>(カ)</td><td>(カ</td></tr><tr><td>有限会社</td><td>ユ)</td><td>(ユ)</td><td>(ユ</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>メ)</td><td>(メ)</td><td>(メ</td></tr><tr><td>合資会社</td><td>シ)</td><td>(シ)</td><td>(シ</td></tr><tr><td>合同会社</td><td>ト)</td><td>(ト)</td><td>(ト</td></tr></table>	法人種類	口座名義の法人略称			先頭に使用	途中に使用	末尾に使用	株式会社	カ)	(カ)	(カ	有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ	合名会社	メ)	(メ)	(メ	合資会社	シ)	(シ)	(シ	合同会社	ト)	(ト)	(ト
法人種類	口座名義の法人略称																												
	先頭に使用	途中に使用	末尾に使用																										
株式会社	カ)	(カ)	(カ																										
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ																										
合名会社	メ)	(メ)	(メ																										
合資会社	シ)	(シ)	(シ																										
合同会社	ト)	(ト)	(ト																										
⑩	口座名義確認	入力した口座名義に相違ないことを確認しチェックします。																											
①	設備情報	- 事業計画認定時に経済産業省から通知された ID（設備 ID）と受電地点特定番号を入力してください。なお、以下の場合は本機関にご連絡ください。ご登録いただく受電地点特定番号を本機関が指定する場合があります。 ➤ 部分買取をされている ➤ 受電地点特定番号が不明 宛先： 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp - 譲渡設備の場合、まず譲渡元が本システムで設備削除申請を行う必要があります。																											
②	ユーザ情報	- 本システムを利用するユーザを登録できます（最大 5 名まで登録可能）。 - 管理者は 1 名のみ登録可能です <u>メールアドレスの重複登録はできません。</u>ユーザ 2～5 にメールアドレスを追加する場合は、ユーザ 1 のメールアドレスと異なるメールアドレスを登録する必要があります。また、既に別の事業者が登録しているメールアドレスを登録することもできません。 - 登録するメールアドレスを誤っている場合、ユーザ登録案内メールが届かないため、入力時に注意してください。																											

No.	項目	留意点
◎	印鑑証明書 ³	・ 印鑑証明書は、発行から3カ月以内のものをPDF形式で添付してください。（初回交付金算定前に限り、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したファイルでも可。当該ファイルを添付する場合は、その旨がわかるファイル名の設定をお願いいたします。） ・ 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。 ※FIT設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	受電地点特定番号および事業者名がわかる資料	・ 受電地点特定番号及び認定事業者名が分かる発調契約申込書または検針票のいずれかを添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、ZIP化して提出可能です。 ・ 検針票を添付する場合は、受電地点特定番号に誤りが無いか十分にご確認ください（CSV形式の検針票をPDF等に変換する際に、受電地点特定番号が正しく表示されないケースがあります。）。受電地点特定番号に誤りがあると交付金算定ができず、交付が遅れる可能性があります。 ※FIT設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	譲渡確認書類 ³	・ 設備譲渡が発生した場合にのみPDF形式で添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、ZIP化して提出可能です。 ・ 詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。
◎	ごみ処理施設許可証 ³	・ FIP設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金の上限としない設備を1件以上登録する場合、「一般廃棄物処理施設許可証」または「産業廃棄物処理施設許可証」を添付してください。複数のPDFファイルを同時に添付する場合には、Zip化して提出可能です。

³ Zip 内に Zip やフォルダを格納して添付することはできません。

A

①

②

③

④

図 1-9 「設備情報追加画面」の画面イメージ

表 1-6 「設備情報追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	半角英数字のみ（10 文字）
②	受電地点特定番号	半角数字のみ（22 文字）
③	設備譲渡（任意）	設備譲渡に該当する場合のみチェックを入れてください。
④	ごみ処理施設（任意）	FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定バイオマス比率を交付金の上限としない設備の場合のみチェックを入れてください。

ⓑ

①

②

③

図 1-10 「ユーザ追加画面」の画面イメージ

表 1-7 「ユーザ追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ユーザ名	全角のみ
②	ユーザ名カナ	全角カナのみ
③	メールアドレス	—

③ 添付ファイル追加

① ファイル名 *
(例) ○○の添付ファイル

② 添付ファイルをアップロード
ファイルを選択 選択されていません

追加 キャンセル

図 1-11 「添付ファイル追加画面」の画面イメージ

表 1-8 「添付ファイル追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	ファイル名	ファイル名は概要がわかるように、任意のものを設定してください。
②	添付ファイルをアップロード	審査に必要な以下のファイルをPDF形式でアップロードしてください。 ※<u>ファイルにパスワードがかかっている場合、本機関において中身を確認できないため、パスワードを設定していないことをご確認ください。</u> ① 印鑑証明書（国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のもの。地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください） ② 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 ③ 譲渡確認書類（設備譲渡の場合のみ添付） 詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。 ④ ごみ処理施設許可証（FIP 設備かつごみ処理施設の

No.	項目	留意点
		うち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金上限としない設備を登録する場合のみ添付)

1.1.4 事業者・ユーザ情報登録結果確認

本機関での申請内容の確認・審査が完了した後、メールにて審査結果が通知されます。

1.1.5 事業者情報審査合格通知受領

審査結果が合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザIDと仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領

審査結果が不合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の理由を確認し、事業者情報の再申請を『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』の「認定事業者情報申請画面」から行ってください。

事業者情報（FIP）の変更

本項では、事業者情報の登録内容を変更する手続きについて説明します（図 1-12 参照）。

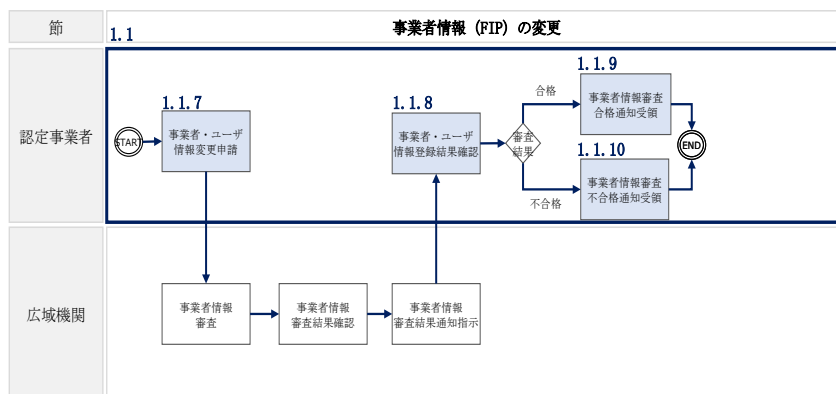


図 1-12 事業者情報（FIP）の変更の詳細構成

1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「マスタ情報管理」タブから「認定事業者情報一覧」を選択して、「認定事業者情報一覧画面」へ進みます。

「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます（図 1-13 参照）。

登録情報を変更するには「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」にて、変更したい項目の修正を行います（図 1-14 参照）。

※設備 ID・受電地点特定番号を変更する場合は、同一申請内で次の 2 つの操作を必ず行ってください。

① 変更前の設備の削除

「削除」ボタンを押下し、変更前の設備情報を削除します。

② 変更後の設備の追加

「追加」ボタンを押下し、変更後の設備情報を入力します。

※削除のみの申請を行ってから、別途変更後の設備を追加することはできません。

必ず削除と追加を同一申請内で実施してください。

入力終了後、内容を確認し「申請」ボタンをクリックして、「認定事業者情報変更確認画面」へ進みます。（図 1-15 参照）。

その後、「認定事業者情報変更確認画面」にて、内容に変更がない場合には「OK」ボタンをクリックします。変更のある場合には「キャンセル」ボタンをクリックし、

「認定事業者情報詳細画面」にて修正を行ってください。申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

認定事業者情報一覧

・MSG_C0025I：該当する認定事業者情報は1件です。

認定事業者情報検索

再エネ事業者コード	00000574	事業者名	株式会社事業者 0 1
設備ID	例) A123456789	受電地点特定番号	例) 1234567890123456789012
審査結果	選択してください	☐ 有効な最新マスタのみ表示	

検索

認定事業者情報検索結果一覧

1 ~ 1 件 / 1 件中

<< 1 >>

再エネ 事業者コード	事業者名	申請番号	審査結果
00000574	株式会社事業者 0 1	0000000865	合格

<< 1 >>

詳細

図 1-13 「認定事業者情報一覧画面」の画面イメージ

認定事業者情報詳細

申請詳細

■ 申請情報

申請番号0000001121

■ 事業者情報

再エネ事業者コード00000574

事業者名株式会社事業者01

事業者名カナシギョウシャ

電話番号0312345678

郵便番号〒135-0061

住所①東京都江東区豊洲1-2

住所②例)〇〇ビル201号

個人／法人☒ 個人 ☐ 法人

法人番号例)1234567890123

■ 口座情報

金融機関名(ギンギョウ)部分は不要333金融機関コード0001

支店名(シテン)、「エイギョウ」部分は不要お支店支店番号100

預金種目☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

口座番号1234567口座名義ササキ知子

入力した口座名義に相違ありません。

☒ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字で入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(yas)」→「YAS」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みができません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「()」.(「/」)「>」)のみ。

■ 設備情報

設備ID	受電地点特定番号	認定法区分	備考
AZ80015C13	03000000000000000000000215	FIP	-
AZ80016C13	03000000000000000000000216	FIP	-

■ ユーザ情報

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
PAJVSQDL000	再エネタロウ	サイエネタロウ	saie@examle.com	管理者
PAJVSQDL001	再エネハナコ	サイエネハナコ	saie@examle.com	ユーザ
PAJVSQDP001	再エネジロウ	サイエネジロウ	saie@examle.com	ユーザ

■ 印鑑証明書

添付ファイル

印鑑証明書

■ 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料（例：検針票、発調契約申込書）

添付ファイル

検針票

■ 譲渡確認書類

添付ファイル

譲渡確認書類

■ ごみ処理施設許可証

ファイルはありません

■ 審査結果

可否合格

可否理由申請情報に問題ないことを確認しました。審査合格とします。

戻る

変更

図 1-14 「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ

認定事業者情報詳細

申請詳細

■ 申請情報

申請番号0000001121

■ 事業者情報

再エネ事業者コード00000574

① 事業者名株式会社事業者01

② 事業者名カナシギョウシャ

③ 電話番号0312345678

④ 郵便番号〒135-0061

⑤ 住所①東京都江東区豊洲1-2

⑥ 住所②例)〇〇ビル201号

⑦ 個人／法人☒ 個人 ☐ 法人

⑧ 法人番号例)1234567890123

■ 口座情報

⑨ 金融機関名三菱

金融機関コード⑩0001

⑪ 支店名お茶

支店番号⑫100

⑬ 預金種目☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄

⑭ 口座番号1234567

口座名義⑮株式会社

☒ 認定事業者と口座名義人が異なっている場合においても、口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。

【ゆうちょ銀行を登録される場合】

振込用の店番・口座番号は、通帳に記載されている通常の記号・番号と異なります。

振込用の「店番・預金種目・口座番号」を事前にご確認ください。（詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください）

【口座名義についての注意事項】

(1)口座名義は、金融機関に登録されている口座名義を入力してください。

但し、カナおよび英字は大文字でご入力ください。（半角30文字以内）

（例：「(y3)」→「Y3」、「abc」→「ABC」

(2)口座名義が相違している場合、お振込みできません。

※使用可能文字（全角フォーマット）

カナ(小文字を除く)、濁点、半濁点、英大文字(A～Z)、数字(0～9)、SP(スペース)、記号4種類(「()」「/」「?」「@」)のみ。

■ 設備情報

①

設備ID	受電地点特定番号	認定法区分	備考
AZ80015C13	0300000000000000000215	FIP	-
AZ80016C13	0300000000000000000216	FIP	-

■ ユーザ情報

②

ユーザID	ユーザ名	ユーザ名カナ	メールアドレス	ユーザ権限
PAJVSQDL000	再エネタロウ	サイエネタロウ	saiene@example.com	管理者
PAJVSQDL001	再エネハナコ	サイエネハナコ	saiene@example.com	ユーザ
PAJVSQDP001	再エネジロウ	サイエネジロウ	saiene@example.com	ユーザ

■ 印鑑証明書

③

添付ファイル

印鑑証明書

■ 受電地点特定番号および事業者名がわかる資料（例：検針票、発調契約申込書）

添付ファイル

検調契約書

■ 譲渡確認書類

添付ファイル

譲渡確認書類

■ ごみ処理施設許可証

ファイルはありません

■ 審査結果

可否合格

可否理由申請情報に問題ないことを確認しました。審査合格とします。

戻る

変更

図 1-15 「認定事業者情報詳細画面」の画面イメージ（変更時）

28

表 1-9 「認定事業者情報詳細画面」事業者情報の変更時留意点

No.	項目	留意点
①	事業者名	事業者名を変更する場合には、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または3カ月以内に発行された印鑑証明書を添付してください。 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。
②	事業者名カナ	—
③	電話番号	—
④	郵便番号	—
⑤	住所①	—
⑥	住所②	—
⑦	個人／法人	「個人」「法人」から選択してください。
⑧	法人番号	認定事業者の法人番号を入力してください。 【法人番号についての注意事項】 同一の法人番号を持つFIP事業者を重複してシステムに登録することはできません。
⑨	金融機関名	口座情報が変更された場合には、必要に応じて認定事業者を確認をさせていただきます。
⑩	金融機関コード	
⑪	支店名	
⑫	支店番号	
⑬	預金種目	
⑭	口座番号	
⑮	口座名義	
⑯	口座名義確認	
Ⓐ	設備情報	・設備を追加する場合は、新規で登録するときと同じ書類が必要となります（印鑑証明書、受電地点特定番号を証明する書類）。 ・設備の削除時には必要に応じて役所が廃棄確認した時の廃棄完了通知を添付してください。
Ⓑ	ユーザ情報	・本システムを利用するユーザを変更できます（最大5名まで登録可能）。 ・別事業者含め、<u>メールアドレスの重複登録はできません。</u>

No.	項目	留意点
◎	印鑑証明書	・ 印鑑証明書は、国に事業計画認定情報の認定申請を行った際に添付したもの、または発行から3カ月以内のものをPDF形式で添付してください。 ・ 地方公共団体等、印鑑証明書を有しない事業者は、「公印規程」及び「公印を押印した接続契約書又は発調契約申込書等」をPDFまたはZIP等でまとめて添付してください。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	受電地点特定番号および事業者名がわかる資料 ³	・ 受電地点特定番号及び認定事業者名が分かる発調契約申込書または検針票の何れかを添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ・ 検針票を添付する場合は、受電地点特定番号に誤りが無いか十分にご確認ください(CSV 形式の検針票をPDF 等に変換する際に、受電地点特定番号が正しく表示されないケースがあります)。受電地点特定番号に誤りがあると交付金算定ができず、交付が遅れる可能性があります。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。
◎	譲渡確認書類 ³	・ 設備譲渡が発生した場合にのみPDF形式で添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ・ 必要書類等詳細は『1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）』を参照してください。
◎	ごみ処理施設許可証	・ FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金の上限としない設備を1件以上登録する場合、「一般廃棄物処理施設許可証」または「産業廃棄物処理施設許可証」を添付してください。複数のPDF ファイルを同時に添付する場合には、ZIP 化して提出可能です。 ※FIT 設備のみ登録する場合は添付不要です。

1.1.8 事業者・ユーザ情報登録結果確認

本機関での申請内容の確認・審査が完了した後、メールにて審査結果が通知されます。

1.1.9 事業者情報審査合格通知受領

審査結果が合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザIDと仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

ただし、設備情報を変更又は削除した場合においては、交付金算定のスケジュール上、変更前の設備情報にて実施する期間があるため、審査結果通知に時間を要することにご留意ください（審査完了まで約2カ月程度かかります）。

1.1.10 事業者情報審査不合格通知受領

審査結果が不合格の場合、申請を受けてから5営業日を目安に審査結果通知メールが認定事業者（管理者）へ送付されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

事業者情報（FIP）の照会

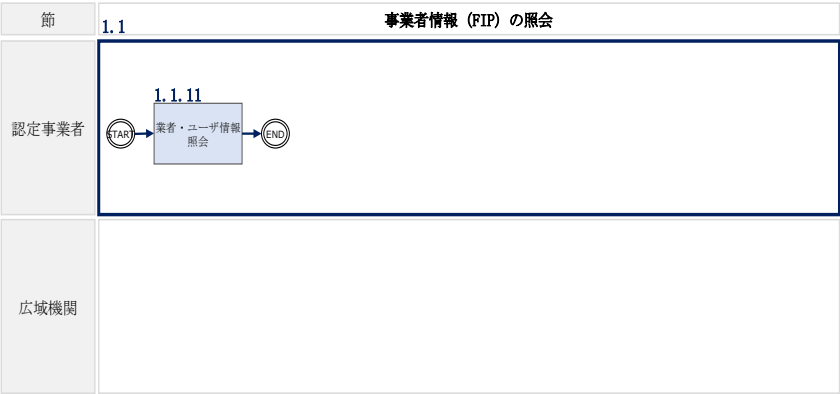


図 1-16 事業者情報（FIP）の照会の詳細構成

1.1.11 事業者・ユーザ情報照会

再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進み、登録されている事業者情報を確認できます。

1.2 事業者情報（FIT）の登録・変更・照会

本節では、事業者情報（FIT）の登録・変更・照会手続きについて説明します（図 1-17、図 1-18、図 1-19 参照）。

事業者情報（FIT）の登録

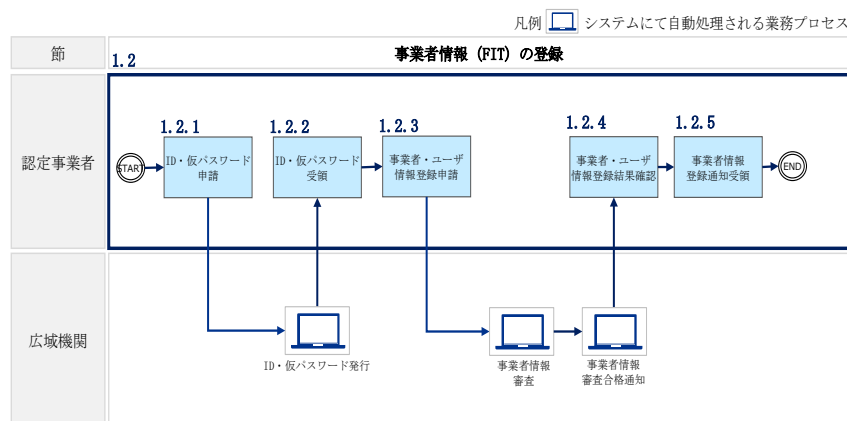


図 1-17 事業者情報（FIT）の登録の詳細構成

1.2.1 ID・仮パスワード申請

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「新規利用登録画面」にて行います。詳細は『1.1.1 ID・仮パスワード申請』をご参照ください。

1.2.2 ID・仮パスワード受領

再エネ業務統合システムへのログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）がメールにて送付されます。なお、初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。また、仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知メール受信から 1 時間となりますので注意してください。

1.2.3 事業者・ユーザ情報登録申請

再エネ業務統合システムにて新しいパスワードの入力を行った後、認定事業者情報申請を行ってください。

詳細は『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

注 1：本システムへ FIT 認定事業者として登録が可能となるのは、認定設備の廃棄等費用積立が開始された後です。買取義務者から積立開始月の FIT 電気買取代金を受領後、約 2 カ月後に事業者登録が可能となります。また、複数の認定設備を管理されている場合は、積立が開始された設備からシステム登録が可能となります。複数設備を一括してシステム登録できない場合がありますのでご注意ください。

注2：大量(51件以上)の認定設備を所有する認定事業者への特例対応について

大量の認定設備を所有し、再エネ業務統合システムから設備情報の登録を申請することが困難な場合、認定事業者は指定の設備登録申請フォーマット（本機関のウェブサイトよりダウンロード可）に必要項目を記入し、以下の宛先にメールを送付することにより、設備情報の登録申請をすることが可能です。

なお、設備登録申請フォーマットを用いて登録申請する場合であっても、1件目の設備は再エネ業務統合システムからの登録申請が必須となります。1件目の設備を登録申請する際には、1件目の設備の接続契約書のみならず、2件目以降の設備の接続契約書もあわせて再エネ業務統合システムから提出してください。

再エネ業務統合システムから1件目の設備の登録申請後に、メールで設備登録申請フォーマットを以下の宛先に送付してください（ファイル名は「申請年月日_設備登録申請フォーマット_事業者名」としてください）。システムからの登録申請及びメールでの設備登録申請フォーマットの送付後に、審査結果が通知されます。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

宛先： 電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

1.2.4 事業者・ユーザ情報登録結果確認

再エネ業務統合システムによる申請内容のチェックが完了した後、画面上に審査結果が通知されます。

1.2.5 事業者情報登録通知受領

申請内容にエラーがない場合には、審査結果合格である旨のメッセージが表示されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

事業者情報（FIT）の変更

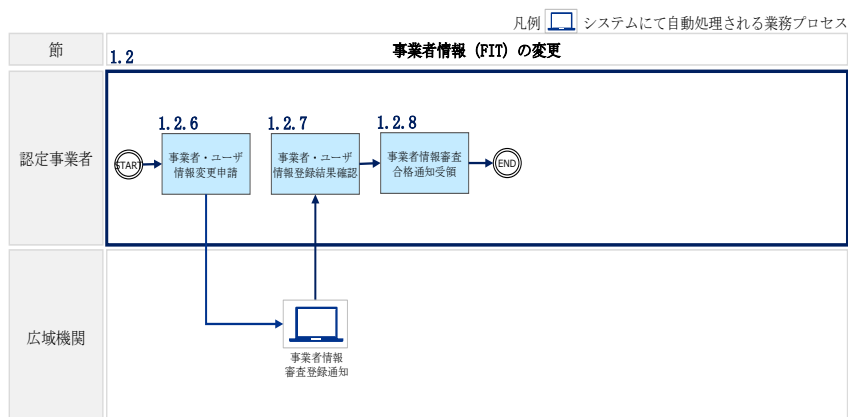


図 1-18 事業者情報（FIT）の変更の詳細構成

1.2.6 事業者・ユーザ情報変更申請

再エネ業務統合システムにて、登録情報を変更するには「認定事業者情報詳細画面」から認定事業者情報変更を行ってください。

詳細は『1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請』をご参照ください。

1.2.7 事業者・ユーザ情報登録結果確認

再エネ業務統合システムによる申請内容のチェックが完了した後、画面上に審査結果が通知されます。

1.2.8 事業者情報審査合格通知受領

申請内容にエラーがない場合には、審査結果合格である旨のメッセージが表示されます。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて結果を確認することも可能です。

利用ユーザ追加登録をした場合には、ログイン情報（ユーザ ID と仮パスワード）が記載された新規アカウント発行メールが、認定事業者情報申請の際に、追加申請されたユーザへ送信されます。

利用登録に関しては『1.1.3 事業者・ユーザ情報登録申請』をご参照ください。

事業者情報（FIT）の照会



図 1-19 事業者情報（FIT）の照会の詳細構成

1.2.9 事業者・ユーザ情報照会

再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」の「詳細」ボタンをクリックして、「認定事業者情報詳細画面」へ進み、登録されている事業者情報を照会します。

1.3 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）

本節では、再エネ業務統合システムの事業者情報（設備情報）に登録済みの設備について設備譲渡⁴を行った場合に、譲渡元及び譲渡先の認定事業者が事業者情報の登録内容を変更する手続き（設備情報の削除・追加）について説明します（図 1-20 参照）。

なお、事業者情報（設備情報）に登録していない設備を譲渡した場合には、譲渡元認定事業者による手続きは必要ありません。

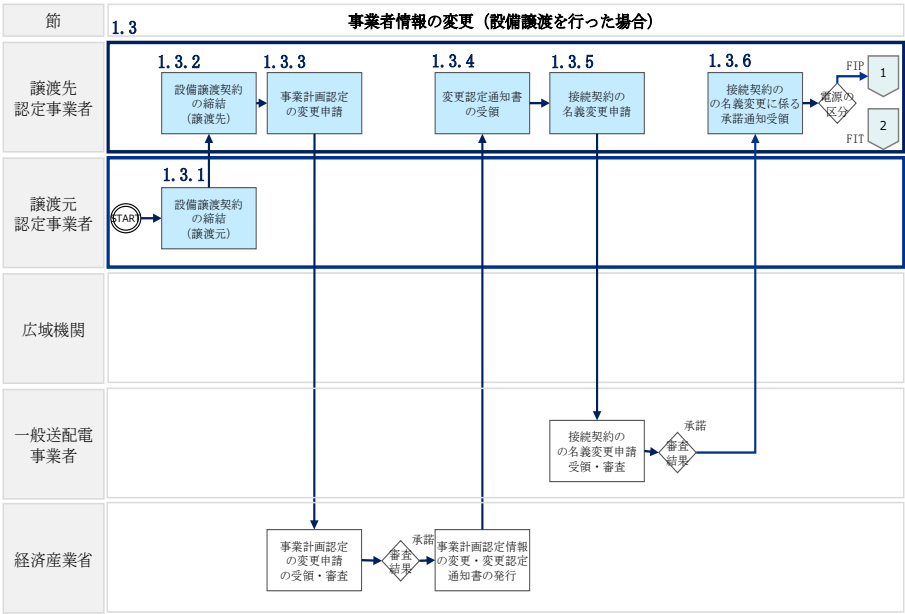


図 1-20 事業者情報（FIT）の照会の詳細構成(次ページへ続く)

⁴ 外部積立を行っていた認定事業者が、認定事業者としての地位を譲渡する場合、積立金を取り戻せる地位が法律上自動的に移転します（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（改正再エネ特措法）」第15条の9参照）。そのことを踏まえて、発電事業の譲渡等を行ってください。

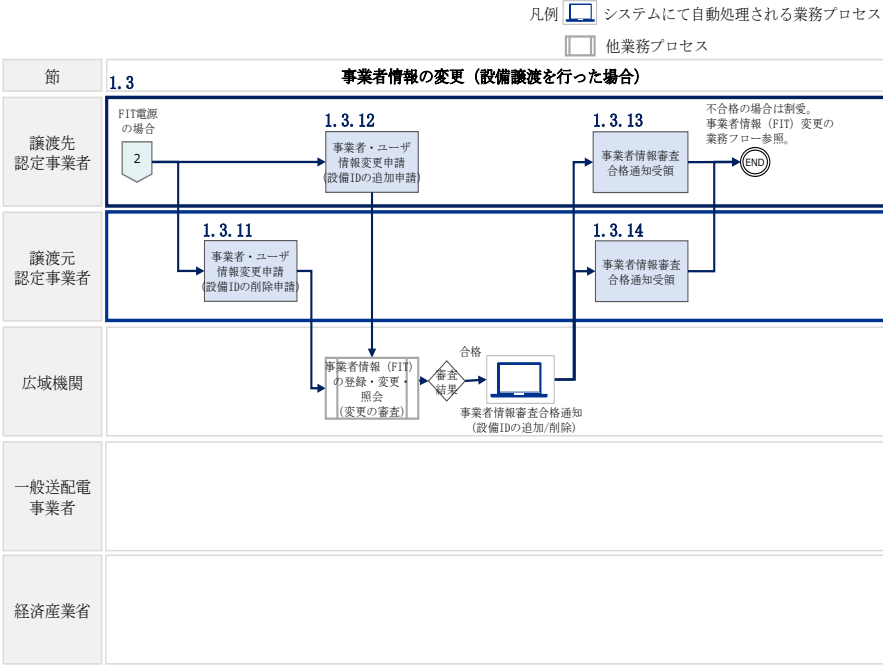
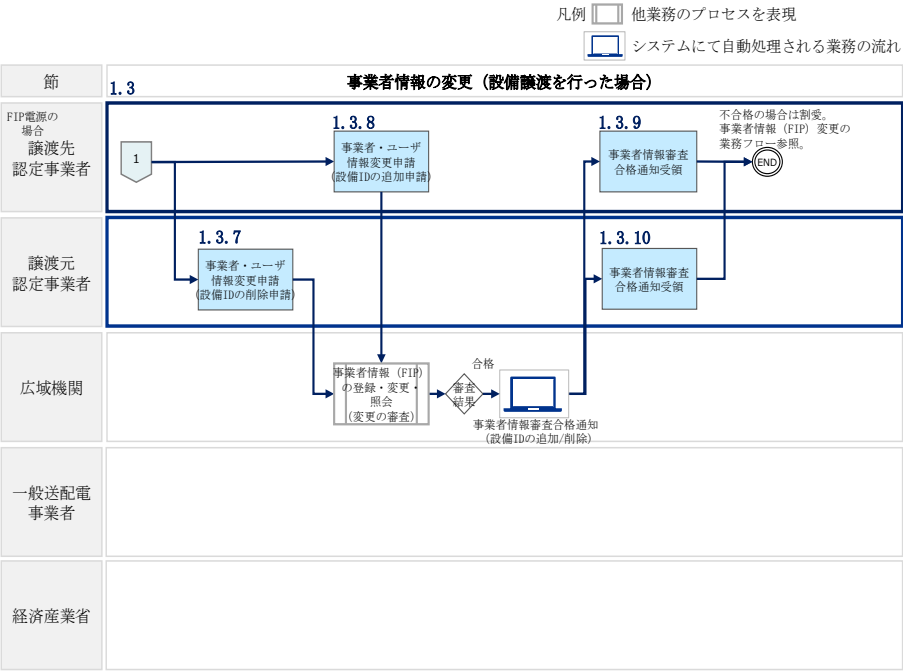


図 1-20 事業者情報の変更（設備譲渡を行った場合）の詳細構成

注：当フローは譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者（FIP 認定事業者、FIT 認定事業者又は非認定事業者）として存続し、譲渡先認定事業者が事業者情報を再エネ業務統合システムに登録済である場合（『表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容』のパターン 1-1）を想定して、作成されたものです。

合併、財産分与、相続などにより譲渡元認定事業者が認定事業者として存続しなくなる場合や破産、清算済、代表者の死去などにより譲渡元認定事業者が既に存在しない場合については、表 1-10 の該当するパターンを参照してください。

表 1-10 設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体及び実施内容

パターン	譲渡元	譲渡先	事業者情報の登録 又は 変更を行う主体	実施内容
1-1	譲渡後も 事業者 が存続	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する - 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を追加する
1-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する - 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備 ID を追加する
1-3		事業者登録しない (FIT のみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を削除する
2-1	譲渡により 事業者が 認定事業者 として存続 しなくなる (合併、財産分与、相続)	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う - 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を追加する
2-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	- 譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う - 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備 ID を追加する
2-3		事業者登録しない (FIT のみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備 ID を含めた事業者情報登録の削除を行う
3-1	事業者が既に存在しない (破産、清算済、代表者死去など)	事業者登録 済み (FIT・FIP)	譲渡先	譲渡先は事業者情報の変更を申請し、譲渡元が設備 ID の削除申請ができない事情を示す証拠を添付して設備 ID を追加する
3-2		新規に事業者登録する	譲渡先	譲渡先は新規事業者情報の登録を申請し、譲渡元が設備 ID の削

パターン	譲渡元	譲渡先	事業情報の登録 又は 変更を行う主体	実施内容
		(FIT・FIP)		除申請ができない事情を示す証拠を添付して設備IDを追加する
3-3		事業者登録しない (FITのみ)	—	—

1.3.1 設備譲渡契約の締結

譲渡元認定事業者は、譲渡先認定事業者と設備譲渡契約を締結してください。

1.3.2 事業計画認定の変更申請

譲渡先認定事業者は、設備譲渡契約の締結後、経済産業省の再生可能エネルギー電子申請システムより、事業計画認定の変更申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

提出資料等、事業計画認定に関する詳細は再生可能エネルギー電子申請ウェブサイト又は操作マニュアルを参照願います。

1.3.3 変更認定通知書の受領

譲渡先認定事業者は、経済産業省より事業計画認定情報の変更の認可を受け、変更認定通知書を受領します。続いて、再エネ業務統合システムで事業者変更申請を行い、変更認定通知書の写しを添付してください。

1.3.4 接続契約の名義変更申請

譲渡先認定事業者は一般送配電事業者に対して接続契約の名義変更を申請してください。

FIT 電源の場合、特定契約（買取契約）の変更申請も併せて行ってください。

手続き詳細は設備譲渡の対象となる設備が設置されているエリアの一般送配電事業者にお問合せください。

1.3.5 接続契約の名義変更に係る承諾通知受領

一般送配電事業者による審査にて承諾された場合、譲渡先認定事業者は、一般送配電事業者より接続契約の名義変更に係る承諾通知を受領します。続いて、再エネ業務統合システムで事業者変更申請を行い、名義変更後の承諾通知の写しを添付してください。

（FIP 電源の場合）

1.3.6 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の削除申請）

譲渡元認定事業者は、再エネ業務統合システムに登録している譲渡対象の設備 ID の削除申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請を行う必要があります。

再エネ業務統合システムにログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」にて、設備譲渡に該当する設備情報の「削除」ボタンをクリックしてください。削除対象の設備に取り消し線が表示されます。

続いて、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

1.3.7 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の追加申請）

譲渡先認定事業者は、再エネ業務統合システムにて譲渡対象の設備 ID の追加申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請（設備 ID の削除申請）を行う必要があります。

再エネ業務統合システムログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」の設備情報にある「追加」ボタンをクリックして「設備情報追加画面」へ進みます。「設備情報追加画面」にて入力項目を更新後、「設備譲渡」ボックスに必ずチェックを入れて「追加」ボタンをクリックして「認定事業者情報詳細画面」へ進みます（図 1-21、表 1-11 参照）。

続いて、「認定事業者情報詳細画面」の譲渡確認書類の「追加」ボタンをクリックして、「添付ファイル追加画面」へ進みます。「添付ファイル追加画面」にて登録項目の入力及び提出書類（表 1-12 参照）のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。

なお、システムの仕様上、複数の PDF ファイルを同時に添付する場合には、Zip 形式にしてください。申請に関する詳細は『1.1.7 事業者・ユーザ情報変更申請』をご参照ください。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

なお、譲渡設備を追加した場合、譲渡元の手続き完了後に審査が行われます。申請の時点で譲渡元が手続き中の場合、警告メッセージが出力されます。（警告は表示されますが申請は可能です。）

図 1-21 「設備情報追加画面」の画面イメージ

表 1-11 「設備情報追加画面」登録項目

No.	項目	留意点
①	設備 ID	半角英数字のみ（10 文字）
②	受電地点特定番号	半角数字のみ（22 文字）
③	設備譲渡	設備譲渡申請の場合必ずチェックを入れてください。
④	ごみ処理施設（任意）	FIP 設備かつごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設で、認定に係るバイオマス比率を交付金の上限としない設備の場合のみチェックを入れてください。

表 1-12 事業者・ユーザ情報変更に伴う提出書類

提出書類	説明
変更認定通知書 又は 受理印を押した申請書の写し	〈変更認定通知書〉 ・発電事業に影響の大きな変更を伴う変更認定計画が承諾された場合は、経済産業省又は代行申請機関から発行される書類 〈受理印を押した申請書の写し〉 ・事業者が変更認定申請時に返送を希望した場合に受理印を押して返送される書類の写し

提出書類	説明	
譲渡元認定事業者 が設備 ID の削除申 請をできない事情 を示す証憑	＜譲渡元が設備 ID の削除申請ができない事情を示す証憑＞	
	・ 譲渡元事業者が存在しない場合、譲渡先事業者からの申請のみで 設備 ID の削除を判断するための審査に使用する書類	
	・ 設備譲渡理由ごとに必要な証憑は異なるため、以下を参照	
	設備譲渡理由	証憑の詳細 ⁵ (変更認定申請時に添付した書類のうち、以下書類の写しを添付)
	破産、清算済	・ 譲渡契約書又は譲渡証明書 ・ 土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本、不動産売買契約書、賃貸借契約書など ・ 裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ)
競売物件によ る事業者変更	・ 物件目録 ・ 登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書	
死去（相続）	・ 被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本又は戸籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可）	

⁵ 出典：資源エネルギー庁「変更内容ごとの変更手続きの内容表」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf

1.3.8 事業者情報審査合格通知受領（譲渡元）

譲渡元認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.5 事業者情報審査合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の削除申請を行ってください。

1.3.9 事業者情報審査合格通知受領（譲渡先）

譲渡先認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の追加申請を行ってください。

（FIT 電源の場合）

1.3.10 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の削除申請）

譲渡元認定事業者は、再エネ業務統合システムに登録している譲渡対象の設備 ID の削除申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請を行う必要があります。

再エネ業務統合システムにログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」にて、設備譲渡に該当する設備情報の「削除」ボタンをクリックしてください。削除対象の設備に取り消し線が表示されます。

続いて、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

1.3.11 事業者・ユーザ情報変更申請（設備 ID の追加申請）

譲渡先認定事業者は、再エネ業務統合システムにて譲渡対象の設備 ID の追加申請を行います。なお、譲渡元認定事業者が譲渡後も事業者として存続している場合、原則として譲渡元が先に変更申請（設備 ID の削除申請）を行う必要があります。

再エネ業務統合システムログイン後、マスタ情報管理タブの「認定事業者情報一覧」を選択し、「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。「認定事業者情報詳細画面」の「変更」ボタンをクリックすると、「認定事業者情報詳細画面」が更新されます。

「認定事業者情報詳細画面」の設備情報にある「追加」ボタンをクリックして「設備情報追加画面」へ進みます。「設備情報追加画面」にて入力項目を更新後、「設備譲渡」ボックスに必ずチェックを入れて「追加」ボタンをクリックして「認定事業者情報詳細画面」へ進みます。

続いて、「認定事業者情報詳細画面」の譲渡確認書類の「追加」ボタンをクリックして、「添付ファイル追加画面」へ進みます。「添付ファイル追加画面」にて登録項目の入力及び提出書類のアップロードを行った後、「申請」ボタンをクリックします。

申請内容にエラーがない場合には、申請を受け付けた旨のメッセージが表示されます。

なお、譲渡設備を追加した場合、譲渡元の手続き完了後に審査が行われます。申請の時点で譲渡元が手続き中の場合、警告メッセージが出力されます。（警告は表示されますが申請は可能です。）

1.3.12 事業者情報審査合格通知受領（譲渡元）

譲渡元認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.5 事業者情報審査合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の削除申請を行ってください。

1.3.13 事業者情報審査合格通知受領（譲渡先）

譲渡先認定事業者は、審査結果をメールにて受領します。

審査結果が合格の場合、審査結果通知メールを受領します。また、再エネ業務統合システムの「認定事業者情報一覧画面」にて審査結果を確認することも可能です。

不合格の場合には『1.1.6 事業者情報審査不合格通知受領』を参照し、不合格理由を確認の上、再度設備 ID の追加申請を行ってください。

1.4 バイオマス比率の登録・更新・照会

本節では、認定事業者が複数のバイオマス燃料を使用する FIP 認定設備を所有する場合に、バイオマス比率を登録・更新・照会する手続きについて説明します（図 1-22 参照）。

なお、使用するバイオマス燃料が一つの場合（後述の「燃料区分コード」が一種類の場合）は、バイオマス比率の登録は不要です。

バイオマス比率の登録

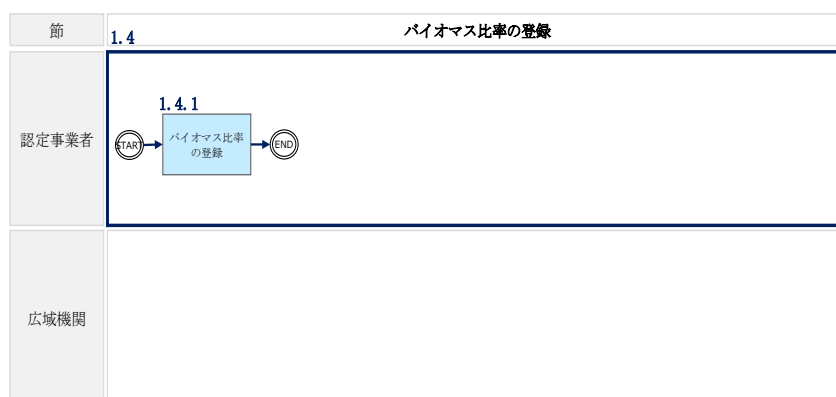


図 1-22 バイオマス比率の登録の詳細構成

1.4.1 バイオマス比率の登録

バイオマス比率は、対象年月（※1）の FIP 交付金が算定される前までに再エネ業務統合システムに登録する必要があります。対象年月を N 月とした場合、N+2 月の第 5 営業日までに登録を完了してください。仮にバイオマス比率の登録が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますので注意してください。

登録は、再エネ業務統合システムの「バイオマス比率登録・更新」にて行います。

「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「算定諸元管理」タブから「バイオマス比率」を選択します。「バイオマス比率管理画面」右上の「バイオマス比率登録・更新」をクリックし、「バイオマス比率登録・更新画面」へ進みます。（図 1-23 参照）

「バイオマス比率登録・更新画面」で「対象年月」を選択し、「設備表示」ボタンをクリックします。バイオマス比率の登録対象設備が一覧表示されたら、合計が 100%

となるように各燃料区分にバイオマス比率を入力し、「登録」ボタンをクリックします。(図 1-24、表 1-13 参照)

※1 対象年月とは、検針日を基準とする電力の供給年月をいいます。

例 1) 分散検針の場合

検針日：2023/9/15、供給期間：2023/8/15 ～ 9/14 ⇒ 対象年月：2023/9

例 2) 一日検針の場合

検針日：2023/9/1、供給期間：2023/8/1 ～ 8/31 ⇒ 対象年月：2023/8

バイオマス比率管理

バイオマス比率登録・更新

・MSG_C00251：該当するバイオマス比率は2件です。

バイオマス比率検索

対象年月 設備ID
 再エネ事業者コード 事業者名

バイオマス比率検索結果一覧 1 ～ 2 件 / 2 件中

対象年月	事業者情報	設備ID	燃料区分A比率	燃料区分B比率	燃料区分C比率	燃
2025/05	00000521：2024年度ロット3事業者02.....	M997761430	10.000%	10.000%	-	-
2025/05	00000551：2024年度ロット3事業者14.....	M999853307	30.000%	10.000%	-	-

図 1-23 「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ

バイオマス比率登録・更新

バイオマス比率登録・更新

再エネ事業者コード

① 対象年月

設備一覧

No	設備ID	発電設備の名称	燃料区分コード	燃料区分A比率[%]	燃料区分B比率[%]	燃料区分C
1	AZ80015C13	設備0243	ABF	50.000	20.000	例) 100.0
2	AZ80016C13	設備0244	ABCDE	50.000	20.000	例) 100.0
3	AZ80017C13	設備0245	AF	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0
4	AZ80018C13	設備0246	ABEF	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0
5	AZ80019C13	設備0245	ABCD	例) 100.000	例) 100.000	例) 100.0

図 1-24 「バイオマス比率登録・更新画面」の画面イメージ

表 1-11 「バイオマス比率登録・更新」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)
②	燃料区分コード	バイオマス比率の登録対象となる燃料区分 (自動表示)
③	燃料区分A～G比率[%]	燃料区分コードに表示された燃料区分に対して、 比率の合計が 100%となるように入力 燃料区分コードにEが含まれる場合、Eのバイオマス燃料比率を「燃料区分E比率 (%)」に、Eの非バイオマス燃料比率を「燃料区分E (非バイオ) 比率 (%)」に入力

バイオマス比率の更新

本項では、登録したバイオマス比率を更新する手続きについて説明します (図 1-25 参照)。

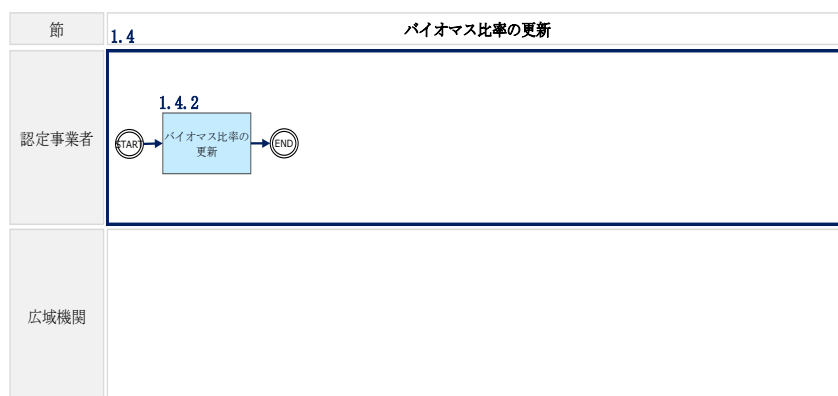


図 1-25 バイオマス比率の更新の詳細構成

1.4.2 バイオマス比率の更新

対象年月の FIP 交付金が算定される前まで、登録済みのバイオマス比率の更新が可能です。

再エネ業務統合システムの「バイオマス比率管理画面」右上の「バイオマス比率登録・更新」をクリックし、「バイオマス比率登録・更新画面」へ進みます。(図 1-23 参照)

「バイオマス比率登録・更新画面」で更新したい「対象年月」を選択し、「設備表示」ボタンをクリックします。バイオマス比率の登録対象設備が一覧表示されたら、合計が100%となるように各燃料区分のバイオマス比率を更新し、「登録」ボタンをクリックします。(図 1-24、表 1-13 参照)

1.4.3 バイオマス比率の照会

再エネ業務統合システムの「バイオマス比率管理画面」で検索条件を入力し、検索ボタンをクリックすると、登録されているバイオマス比率を確認できます。(図 1-27、表 1-14 参照)

バイオマス比率の照会

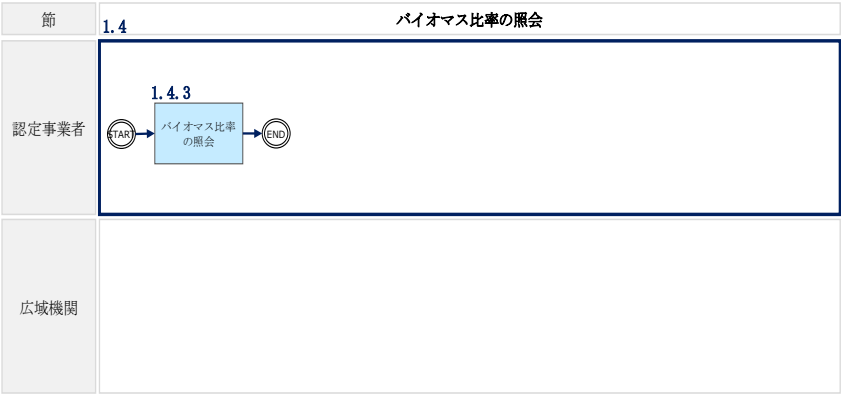


図 1-26 バイオマス比率の照会の詳細構成

バイオマス比率管理

バイオマス比率登録・更新

・MSG_C0025I：該当するバイオマス比率は4件です。

×

バイオマス比率検索

対象年月①

.....年..月

設備ID②

例) A123456789

再エネ事業者コード

00000574

事業者名

株式会社事業者 0 1

検索

バイオマス比率検索結果一覧

1 ～ 4 件 / 4 件中

<< 1 >>

対象年月	事業者情報	設備ID	燃料区分A比率	燃料区分B比率	燃料区分C比率	燃料区分D比率
2025/09	00000574：株式会社事業者 0 1	2999492140	50.000%	20.000%	-	-
2025/09	00000574：株式会社事業者 0 1	AZ80015C13	50.000%	20.000%	-	-
2025/09	00000574：株式会社事業者 0 1	AZ80016C13	50.000%	20.000%	-	-
2025/08	00000574：株式会社事業者 0 1	2999492140	50.000%	20.000%	-	-

<< 1 >>

図 1-27 「バイオマス比率管理画面」の画面イメージ

表 1-12 「バイオマス比率管理画面」入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)
②	設備 ID	-

1.5 系統充電蓄電池供給電力量の登録・更新・照会

本節では、認定事業者が系統充電を行う蓄電池を併設する FIP 認定設備を所有する場合に、系統充電蓄電池供給電力量を登録・更新・照会する手続きについて説明します（図 1-28 参照）。

系統充電蓄電池供給電力量の登録



図 1-28 系統充電蓄電池供給電力量の登録の詳細構成

1.5.1 系統充電蓄電池供給電力量の登録

系統充電蓄電池供給電力量は、対象年月（※1）の FIP 交付金が算定される前までに再エネ業務統合システムに登録する必要があります。対象年月を N 月とした場合、N+2 月の第 5 営業日までに登録を完了してください。仮に系統充電蓄電池供給電力量の登録が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますので注意してください。

登録は、再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量登録」にて行います。「ポータルトップ（ログイン後）画面」のメニューの「算定諸元管理」タブから「系統充電蓄電池供給電力量」を選択します。「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」右上の「系統充電蓄電池供給電力量登録」をクリックし、「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」へ進みます。（図 1-30 参照）

「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」で「対象年月」を選択し、「表示」ボタンをクリックします。「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」をアップロードする画面が表示されたら、事業者単位、電力量コード（※2）毎に集約したファイルを「追加」し、最後に「登録」ボタンをクリックします。（図 1-31 参照）

「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」は、以下の URL からダウンロードしたフォーマットを使用し、同 URL からダウンロードしたマクロファイルを用いて電力量コード毎に集約してください。

フォーマット掲載 URL : https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

※1 対象年月とは、検針日を基準とする電力の供給年月をいいます。（詳細は 44 ページ参照）

※2 電力量コードとは、系統充電蓄電池が併設された FIP 認定設備の各メーターで計量された電力量データをシステムが判別するためのコードです。

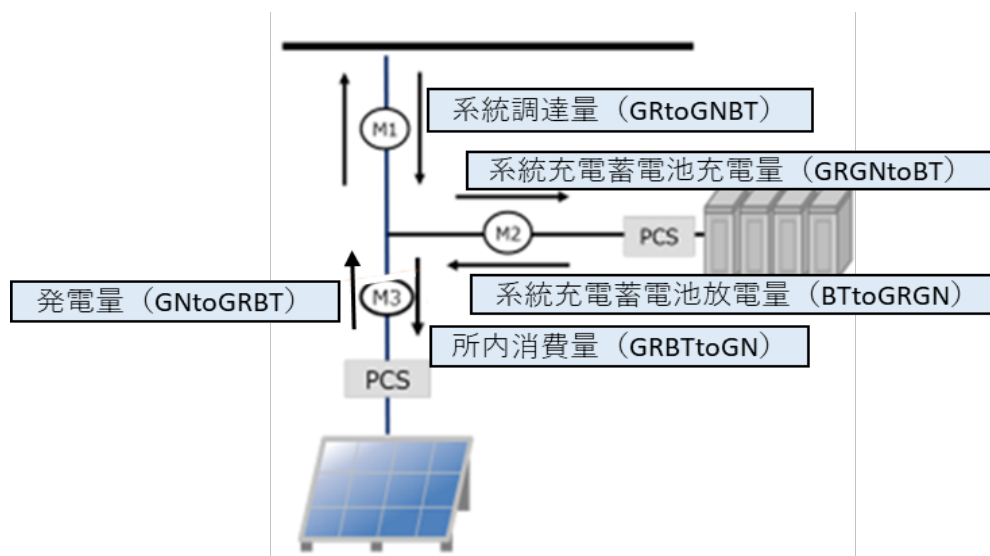


図 1-29 電力量データと電力量コードの相関図

表 1-13 電力量コードの説明

電力量コード	説明
BTtoGRGN（系統充電蓄電池放電量）	系統充電蓄電池が系統、発電設備に向けて放電した電力量
GNtoGRBT（発電量）	発電設備が発電した電力量
GRtoGNBT（系統調達量）	系統充電蓄電池及び発電設備が系統から調達した電力量
GRGNtoBT（系統充電蓄電池充電量）	系統充電蓄電池が系統及び発電設備から充電した電力量
GRBTtoGN（所内消費量）	発電設備が消費した系統及び系統充電蓄電池に由来する電力量

系統充電蓄電池供給電力量管理

系統充電蓄電池供給電力量登録

・MSG_C0025I：該当する系統充電蓄電池供給電力量情報は529件です。

系統充電蓄電池供給電力量情報検索

再エネ事業者コード

例) 00000001

事業者名

例) 株式会社サイエネ

対象年月

----年--月

年月

----年--月

設備ID

例) A123456789

受電地点特定番号

例) 1234567890123456789012

未登録供給電力量

☐ 未登録の供給電力量情報が存在する設備情報のみ

検索

系統充電蓄電池供給電力量情報検索結果一覧

1 ~ 100 件 / 529 件中

<< 1 2 3 4 5 >>

対象年月	年月	設備ID	受電地点特定番号	検針期間 (開始)	検針期間 (終了)	発電設備の名称	事業主
2025/05	2025/05	1999909244	0200000000000000000057	2025/05/01	2025/05/31	設備名0091	00000
2025/05	2025/05	1999905201	0200000000000000000064	2025/05/01	2025/05/31	設備名0095	00000
2025/05	2025/05	A999774438	0500000000000000000129	2025/05/01	2025/05/31	設備名0226	00000

図 1-30 「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ

系統充電蓄電池供給電力量登録

系統充電蓄電池供給電力量ファイル登録

系統充電蓄電池に係る各供給電力量ファイルをアップロードして下さい。
※電力量コードごとに、広域機関が指定した形式で1ファイルにまとめてアップロードしてください。

再エネ事業者コード *

00000574

株式会社事業者 0 1

対象年月 *

① 2025/09

表示

系統充電蓄電池供給電力量ファイル

系統充電蓄電池供給電力量ファイル名 (電力量コード)

系統充電蓄電池放電量 (BTtoGRGN)	登録済	追加	削除
発電量 (GNtoGRBT)	登録済	追加	削除
系統調達量 (GRtoGNBT)		追加	
系統充電蓄電池充電量 (GRGNtoBT)		追加	
所内消費量 (GRBTtoGN)		追加	

登録対象となる設備を確認

戻る

登録

図 1-31 「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」の画面イメージ

表 1-14 「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月 (詳細は 44 ページ参照)

56

系統充電蓄電池供給電力量の更新

本項では、登録した系統充電蓄電池供給電力量を更新する手続きについて説明します
(図 1-32 参照)。

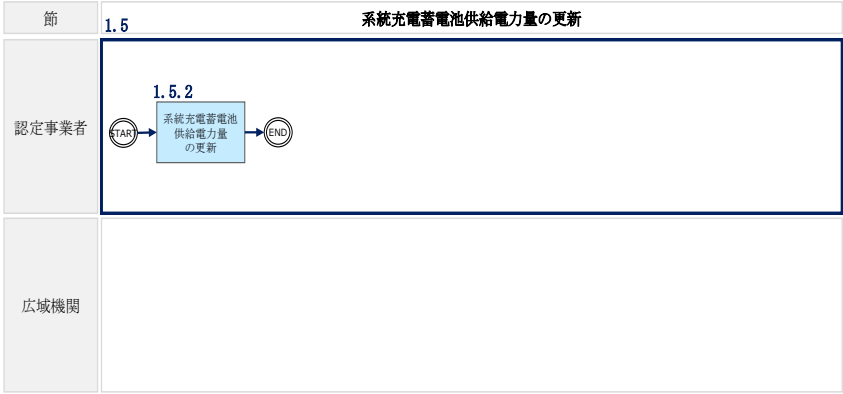


図 1-32 系統充電蓄電池供給電力量の更新の詳細構成

1.5.2 系統充電蓄電池供給電力量の更新

対象年月の FIP 交付金が算定される前まで、登録済みの系統充電蓄電池供給電力量の更新が可能です。

再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」右上の「系統充電蓄電池供給電力量登録」をクリックし、「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」へ進みます。(図 1-30 参照)

「系統充電蓄電池供給電力量登録画面」で更新したい「対象年月」を選択し、「表示」ボタンをクリックします。電力量コード毎に「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」をアップロードする画面が表示されたら、更新したい電力量コードの「削除」ボタンをクリックします。

活性化した「追加」ボタンをクリックし、新しい「系統充電蓄電池供給電力量ファイル」を選択後、「追加」ボタンをクリックします。

系統充電蓄電池供給電力量の照会

本項では、登録した系統充電蓄電池供給電力量を照会する手続きについて説明します
(図 1-33 参照)。

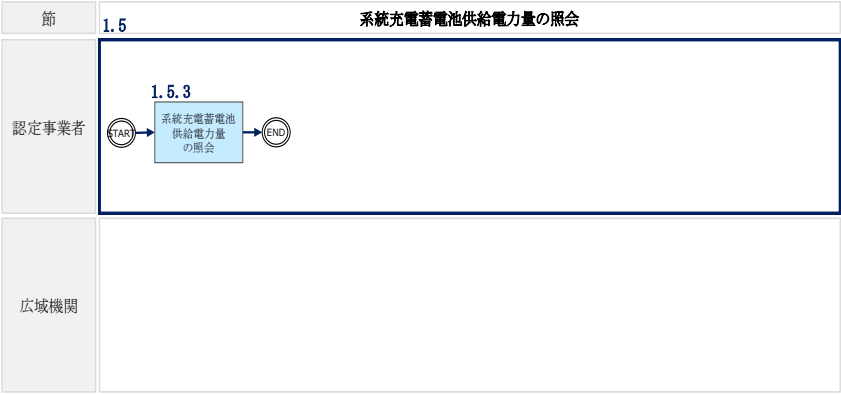


図 1-33 系統充電蓄電池供給電力量の照会の詳細構成

1.5.3 系統充電蓄電池供給電力量の照会

再エネ業務統合システムの「系統充電蓄電池供給電力量管理画面」で検索条件を入力し、検索ボタンをクリックすると、登録されている系統充電蓄電池供給電力量を確認できます。(図 1-34、表 1-17 参照)

系統充電蓄電池供給電力量管理

系統充電蓄電池供給電力量登録

・MSG_C00251 : 該当する系統充電蓄電池供給電力量情報は6件です。

×

系統充電蓄電池供給電力量情報検索

再エネ事業者コード00000625

事業者名株式会社事業者 0 1

対象年月①----年--月

年月②----年--月

設備ID③例) A123456789

受電地点特定番号④例) 1234567890123456789012

未登録供給電力量☐ 未登録の供給電力量情報が存在する設備情報のみ

検索

系統充電蓄電池供給電力量情報検索結果一覧

1 ~ 6 件 / 6 件中

<<1>>

対象年月	年月	設備ID	受電地点特定番号	検針期間 (開始)	検針期間 (終了)	発電設備の名称	事業者
2025/07	2025/06	A800019101	0100000000000000000409	2025/06/16	2025/06/30	設備8693	00000
2025/07	2025/07	A800019101	0100000000000000000409	2025/07/01	2025/07/15	設備8693	00000
2025/07	2025/06	A800020101	0100000000000000000410	2025/06/16	2025/06/30	設備8694	00000
2025/07	2025/07	A800020101	0100000000000000000410	2025/07/01	2025/07/15	設備8694	00000

図 1-34 「系統蓄電池供給電力量管理画面」の画面イメージ

表 1-15 「系統蓄電池供給電力量管理画面」での入力項目

No.	項目	留意点
①	対象年月	検針日を基準とする電力の供給年月
②	年月	電力の供給年月
③	設備 ID	半角英数字のみ (10 文字)
④	受電地点特定番号	半角数字のみ (22 文字)

1.6 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）

本節では、1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合の供給電力量の通知手続きについて説明します（図 1-35 参照）。

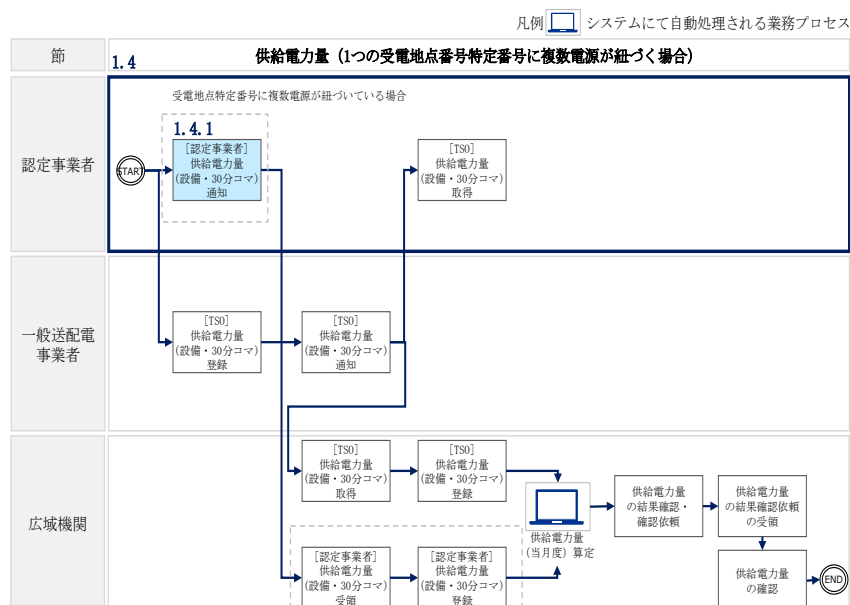


図 1-35 供給電力量（1つの受電地点特定番号に複数電源が紐づく場合）の詳細構成

1.6.1 [認定事業者]供給電力量（設備・30分コマ）通知

1つの受電地点特定番号に複数設備が紐づいている場合または一つの受電地点特定番号にFIP設備と非FIP電源が紐づく場合、認定事業者は対象年月、設備ごとの供給電力量（30分コマ単位）をエクセルファイルにて、以下の宛先にメールで送付してください（表 1-18 参照）。

送付期日は毎月第5営業日までとします。

仮にデータの送付が期日より遅れた場合には、交付金算定が翌月以降に持ち越しとなりますので注意してください。

以下のURLからダウンロードしたフォーマットを使用してデータを提供してください。

フォーマット掲載URL：https://www.occto.or.jp/fip/fip_various.html

宛先：電力広域的運営推進機関 saiene_fip@occto.or.jp

表 1-16 供給電力量（設備・30分コマ）通知対象ケースと留意事項

ケース	留意点
1つの受電地点特定番号に複数設備が紐づく場合	事業者は当該受電地点特定番号に紐づく全設備のコマ別電力量データを設備毎に提供してください。
1つの受電地点特定番号に FIP 設備と非 FIP 電源が紐づく場合	事業者は当該受電地点特定番号に紐づく全設備のコマ別電力量データを設備毎に提供してください。 その際、非 FIP 電源の設備 ID 欄に「ZZZZZZZZZZ」を記入してください。

1.7 ユーザ ID 再通知

本項では、認定事業者がユーザ ID を失念した場合の手続きについて説明します（図 1-36 参照）。

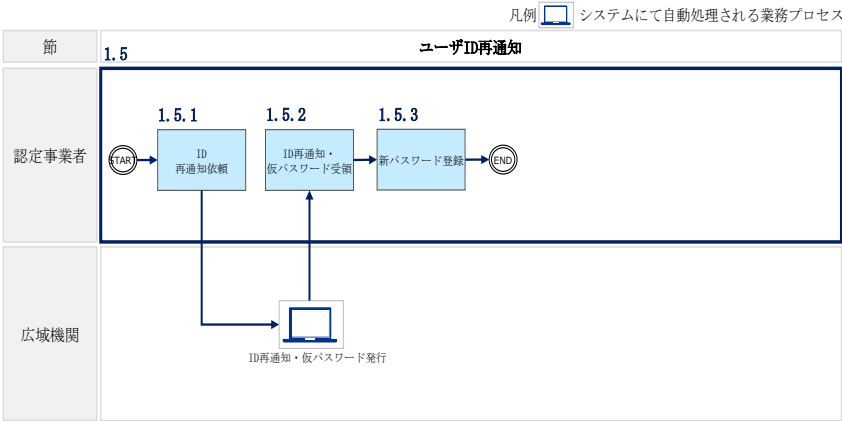


図 1-36 ユーザ ID 再通知の詳細構成

1.7.1 ID 再通知依頼

ID・仮パスワードの申請は、再エネ業務統合システムの「ユーザ ID/パスワード忘却画面」にて行います。

「ポータルトップ（ログイン前）画面」の「ユーザ ID/パスワードを忘れた場合」ボタンから「ユーザ ID/パスワード忘却画面」へ進みます。

ユーザ ID を忘れた場合の必要項目の入力を行った後、「送信」ボタンをクリックしてください（図 1-37、表 1-19 参照）。

登録されているメールアドレスにユーザ ID 及びパスワードの再発行（メール送付）を行った旨のメッセージが表示されます。